

出雲市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成28年3月3日付けで、出雲市教育委員会教育委員長から平成26年度定期監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年（2016）3月17日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

教 政 第 9 0 0 号
平成28年(2016)3月2日

出雲市監査委員 周藤 滋 様
出雲市監査委員 吾郷 紘一 様
出雲市監査委員 多々納剛人 様

出雲市教育委員会
教育委員長 成相 善美

平成26年度定期監査に係る改善措置について（通知）

平成26年(2014)6月6日付け監査第28号、及び平成26年(2014)12月22日付け監査第103号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成26年度 定期監査に関する改善措置の状況

監査通知年月日	監査文書番号	監査対象	指摘事項番号	監査結果	措置の状況	担当課
H26. 6. 6	監査第28号	教育部	1	<p>1. 施設の管理状況について</p> <p>防火及び防犯対策並びに施設・設備の安全対策面は、おおむね良好と判断した。ただし、薬品の管理については、劇薬等は各校とも施錠された保管庫に保管されていたが、薬品の残量等を記載する薬品管理簿の記載が、一部不十分な学校が見受けられたので改善されたい。</p>	<p>該当校に確認し、記載の徹底を指示しました。その後、記載について確認しています。</p>	教育政策課
H26. 6. 6	監査第28号	教育部	2	<p>2. 備品の管理状況について</p> <p>備品台帳の整備状況や、不用品の処分状況はおおむね良好であったが、備品管理点検体制については、一部の備品に備品ラベルが貼付されていない学校や、備品の定期点検が不徹底な学校が見受けられたので、今後毎年の定期点検や、備品ラベルの添付を徹底されたい。</p>	<p>ご指摘を受け、小中学校事務支援グループのグループ長会で説明し、管理の徹底を図りました。</p>	教育政策課
H26. 6. 6	監査第28号	教育部	3	<p>3. 学校施設の開放状況について</p> <p>学校施設の開放については、使用者のマナーも極めて良好で、使用時間も守られており問題はないと判断した。 一方、施設の使用に際しては、使用者からの使用申請は、適切に書面で行われていたのに対し、学校からの許可書の交付が行われていない事例が多数見受けられた。 施設使用が無料ということもあり、許可書の交付が行われていないということも考えられるが、『出雲市立学校施設の開放に関する規程』第5条には「施設の使用を許可するときは、学校施設使用許可書を交付するものとする。」と規程されているので、許可書を交付するようにされたい。なお、許可書の交付については、教育委員会を中心に市内の全学校と協議され、使用者および学校にとって、より良い許可書交付方法を検討することが肝要と考える。</p>	<p>学校施設の開放については、行財政改革の一環として、平成27年10月1日から、原則有料化としました。この制度化のため、これまでの開放の手続き等について、平成26年度から見直しを検討してきました。 検討に当たっては、校長会での説明を始め、数回にわたるアンケート調査を実施し、教育委員会と学校、そして使用者にとってより簡素化され、事務の煩雑を招かないような制度の組み立てを行っています。 「学校施設使用許可申請書」、「学校施設使用許可書」、「学校施設使用料減免適用認定申請書」などを改めて作成し、平成27年7月に各学校の施設管理者を対象とした説明会で相互理解を図り、有料化の実施（平成27年10月）後は、規則に基づく手続きで各校統一しています。</p>	教育政策課
H26. 12. 22	監査第103号	教育部	3	<p>3. 学校施設の開放状況について</p> <p>学校施設の開放については、使用者のマナーも極めて良好で、使用時間も守られており、現状では問題ないと判断した。ただし、この度の監査対象校の中には、住宅が隣接している学校もあり、『出雲市立学校施設の開放に関する規則』に規定された開放施設の開放時間（許可した時間から午後10時まで）が適当か一考されたい。 また、平成26年5月に実施した定期監査の実施報告書で「許可書の交付については、教育委員会を中心に市内の全学校と協議され、使用者および学校にとって、より良い許可書交付方法を検討することが肝要と考える。」との意見を附したところである。この度の監査対象校においては、許可書はすべて交付されていたものの、一部の学校を除き学校独自の「学校施設使用許可申請書」および「学校施設使用許可書」を使用していた。『出雲市立学校施設の開放に関する規程』には、本来これらの様式が規定されており、規定された様式を使用しない理由は、学校ごとに様々であるが、共通の理由として、この様式が使用実態に則しておらず、事務処理等を行ううえで、非常に使用しにくいということであった。教育委員会においては、こういった学校現場の意見を真摯に受けとめ、今後の「施設使用料等の見直し」に伴う様式改正にあわせ、申請書および許可書の様式変更を早急に検討されたい。なお、様式の変更を検討する際は、施設使用者および学校現場の意見を十分に取り入れたうえで、使用者の負担軽減、学校現場の事務の簡素化、効率化につながる改正が行われることを強く要望する。 (中 略)</p> <p>さらには、開放施設でない施設を開放している学校や、開放施設である施設を開放していない学校も見受けられたので、これらについても教育委員会と協議のうえ、使用実態に則した開放施設とするようにされたい。</p>	<p>前段は、上記で回答したとおりです。 また、規則で定めた開放施設と現状の開放状況との差異については、ご指摘を受けて各校に確認し、平成27年10月からの原則有料化に併せ、実態に合うように規則の改正を行いました。</p>	教育政策課